

25 漁安協第 30 号  
平成 25 年 7 月 24 日

漁業経営セーフティネット構築事業  
事業参加契約団体 御 中

一般社団法人  
漁業経営安定化推進協会  
( 公 印 省 略 )

漁業用燃油緊急特別対策における「省エネ取組例」について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は漁業経営セーフティネット構築事業の推進につきご高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、漁業用燃油緊急特別対策における「省エネ取組例」については、水産庁長官が別に定める加入者等について(平成 25 年 6 月 24 日付け 25 水漁第 679 号水産庁長官通知)」の第 2 の 2 の規定に基づき、本協会に設けた省エネ計画審査委員会が作成した案に対し、本日水産庁長官の承認がなされました。

なお、これらの取組例は、今月中に本協会のホームページで公表しますが、取り急ぎ関係者の方々へ送付させていただきます。

また、水産庁においても本件を含めた Q&A 等、関連情報が掲載されており、今後、随時更新されますことを申し添えます。

以上